市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター

担当:岡田·鈴木 電話:222-9679

平成23年度消費生活相談10~12月期の概要をお知らせします

平成23年度10~12月に名古屋市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の概要を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。併せて、市民への注意喚起をお願いします。

記

1 全体の概要

平成23年度 $10\sim12$ 月期の相談件数は3, 544件で、平成22年度 $10\sim12$ 月期3, 570件と比べ26件の減少、そのうち若者について66件の減少となっているほかは横ばいです。また、多重債務相談は $\Delta26$ 件の大幅な減少となっています。

(単位:件/%)

区 分	22年度10~12月期	23年度10~12月期	対前年同期比
全 体	3, 570	3, 544	99.3
高齢者	6 7 1	6 6 5	99.1
若者	5 3 5	4 6 9	87.7
一般	2, 364	2, 410	101.9
架空請求	5 3 9	5 2 4	97.2
多重債務	3 3 9	1 1 3	33.3

2 商品・サービス別相談件数

(単位:件/%)

	22年度10~12月期		23年度10~12月期		対前年同期比
1	デジタルコンテンツ	5 4 0	デジタルコンテンツ	6 0 1	1 1 1. 3
2	賃貸アパート	175	賃貸アパート	202	1 1 5. 4
3	ローン・サラ金	365	ローン・サラ金	155	42.5
4	商品一般	129	商品一般	1 3 8	107.0
5	家屋の修繕工事	9 6	家屋の修繕工事	9 7	101.0
6	食料品(健康食品除く)	100	食料品(健康食品除く)	7 5	75.0
7	自動車・二輪車	7 4	自動車・二輪車	7 4	100.0
8	インターネット通信S	4 7	インターネット通信S	6 5	138.3
9	移動通信サービス	3 3	移動通信サービス	6 1	184.8
1 0	書籍・印刷物 45		書籍・印刷物	5 0	111.1

- ※架空請求の相談の主のものは、携帯電話等のアダルト情報サイトに関するもの
- ※商品一般の相談の主なものは、商品券や内容が不明の商品が届いたなどの相談
- ※インターネット通信S(サービス)の相談の主のものは、光ファイバーによるインターネット、電話、テレビに関する相談
- ※移動通信サービスの相談の主なのものは、携帯電話に関するパケット通信料等の相談

3 相談の特徴(主な相談事例は次頁のとおり)

(1) 高齢者の金融商品や海外宝くじの相談は引き続き増えています

電話勧誘による社債・転換社債などの公社債、特許権の販売、金の採掘権への投 資等のファンド型投資商品等の金融商品、海外宝くじの相談は増加傾向です。 最近ではカンボジアの不動産使用権購入などの相談もあります。

(単位:件)

区分	2 2 4		2 3年度		
	10~12月期	1~3月期	4~6月期	7~9月期	10~12月期
未公開株	3 3	1 5	2 4	1 8	1 9
ファンド型投資商品	6	2 3	2 1	1 6	2 8
公社債	2 1	1 5	1 8	3 0	2 9
海外商品先物取引等	1 0	5	4	3	3
海外宝くじ	1 1	1 1	1 3	2 3	1 4

(2) 貴金属の訪問買取に関する相談が増加しています

アクセサリーなど貴金属の買取に関する相談が増加しています。「リサイクルショップを開店するので、着物などを買い取る。」という電話があり、来訪した担当者に、金のアクセサリーなどを安く売らされたという事例です。

訪問買取については、「特定商取引に関する法律」が適用されないためクーリング・オフ等ができないので注意が必要です。

(単位:件)

	22年度		2 3 年度		
	10~12 月期	1~3月期	4~6月期	7~9月期	10~12月期
相談件数	1 1	9	7	2 0	1 9

(3) 外国通貨に関する相談

高齢者を中心に、電話勧誘で外国通貨を買えば日本円に高く両替する、別の会社が買い取るなどの劇場型勧誘でイラクディナール、スーダンポンド、ベトナムドンなどの通貨を買わせるという相談が増加しています。国内の銀行では扱われていない通貨であったり、詐欺性の高い手口です。

	2 2 年	三度	2 3 年度		
	10~12 月期	1~3月期	4~6月期	7~9月期	10~12月期
相談件数	2	1	2	7	9

4 主な相談事例

<相談事例1> 社債

太陽光発電機器、風力発電など自然エネルギーのコンサルタント業A社のパンフレットが届いた。まもなく別のB社から電話があり、パンフレットに記載されている社債の購入希望の投資家がいるがパンフレットが届いた人しか購入できないため、名義を貸して欲しいと泣きつかれた。代理で2千万円分申込みしてほしいと説明され、私の名義を貸すことにした。

その際、謝礼として1割5分の300万円もらえると言われ、代理のつもりでファックスで申込んだ。人助けのよいことをしたと思っていた。知人や息子に相談したら詐欺ではないかと言われた。申込書には解約する場合は30%の解約料が必要と記載されている。解約には600万円が必要なのか。申込みをやめたい。警察に相談したら消費生活センターを紹介された。 (契約者 70歳代 女性)

<相談事例2> ファンド型投資商品

特許権を買わないかという電話が入り、翌日の来宅を許した。午後に業者が来て、ビルの免震構造に関する特許を持っている会社が特許を2万口に分けて譲渡するので一口を買わないかという内容の勧誘をされた。

よくわからなかったが、仕方なく一口だけ契約することにした。1口が60万円で手数料が3万円だった。今はお金がないというと、とりあえず契約だけしてということで、契約書を書いた。書いた契約書は業者が持ち帰った。高額だしよくわからない契約なのでクーリングオフしたいと思う。 (契約者 80歳代 男性)

<相談事例3> 貴金属訪問買取

女性から電話があり、「リサイクルショップを開くので洋服の下取りをしている。」と言われた。処分したい洋服がたくさんあったので買い取ってもらう約束をした。

その後、男性が訪問してきて洋服を買い取ってくれることになった。そのうちに貴金属はないかと言われ、ネックレス、指輪、パールの付いた羽織の紐、記念硬貨などを見せた。 結局、洋服500円、貴金属3000円で買い取ってもらうことになった。

しかし、後になって売ったはずがないイヤリングとネックレス3本がなくなっていることに気付いた。急いで明細書を見ると、イヤリングもネックレスも書かれていた。すぐに業者に電話をしたが、双方納得の上での取引なので、返金、返品はできないと言われた。ネックレスは返してほしい。 (契約者 70歳代 女性)

<相談事例4> 外国通貨

一人暮らし。最近、電話で「これから3倍に価値があがる通貨を購入したらどうか」と 熱心に勧誘され、親切にされたので、つい以前に水資源地の投資で損をしたと話したら、 この通貨で少しでも損を取り戻したらどうかと言われた。「アフガニスタン通貨は、今は すぐに両替をするところは少ないが、今後、国が両替を認めるので、換金はどこでもでき るようになるし、買いたい人も増える。」と言われた。おかしいと思いながら、カード会 社からキャッシングし、100万円を用意したが、心配になり業者にやめたいと伝えた。 業者からは間違いないので、今日中に振り込んでほしいと言われ、困惑している。

この業者の他に、信用情報会社と名乗るところから電話があり、この通貨は国で認められる、この会社は信用できるので安心と言われている。

(契約者 70歳代 女性)

名古屋市消費生活センターの相談受付日時等

区分		相談方法	電話番号	受付時間				
	一 般	電話・来所	222-9671					
平架空請求ホットダイヤル日サラ金・多重債務特別相談		電話	222-9674	午前9時				
		電話・来所	223-3160	\sim				
	弁護士・司法書士の面談(無料)	来所 (要予約)		午後4時15分				
	土・日曜日	電話	222-9690					

- (注)1 年末年始・祝日を除く
 - 2 市内在住・在勤・在学の方が対象
 - 3 「サラ金・多重債務特別相談」の弁護士・司法書士の面談時間(30分)は、平日 の午後1時30分~午後4時30分です。

ウェブサイト: http://www.seikatsu.city.nagoya.jp